

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金(家計急変世帯分)

HPで詳しく



申請方法等詳しくはこちら

- ◆家計急変世帯の対象世帯によって、申請期間が変更になりました(下表のとおり)
- ◆すでに住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の給付を受けた世帯は対象外です

(★)…1世帯につきいずれか1つのみ受給できます。

対象世帯(★)	申請期間
令和3年度住民税(均等割)が課税されている世帯のうち、新型コロナの影響で家計が急変し、令和3年1月以降の収入見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	5月31日(火)まで (消印有効)
令和4年度住民税(均等割)が課税されている世帯のうち、新型コロナの影響で家計が急変し、令和4年1月以降の収入見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	6月1日(水) ～9月30日(金) (消印有効)

支給金額 1世帯につき10万円

必要書類 ▶申請書(請求書)、▶振込口座が確認できる書類、▶収入(所得)の証明書類の写し、▶申請者の本人確認書類の写し

申請方法 上記必要書類を、原則として郵送で申請してください。申請書や送付用封筒等は本庁舎地下1階(5月31日(火)まで)・本庁舎4階(6月1日(水)～9月30日(金))・特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

※申請時に住民登録をしている自治体に申請してください。

※令和4年度住民税非課税世帯への給付については、広報新宿後号等でお知らせします。

※令和3年度住民税非課税世帯への給付は、現在確認書を受け付けています。

問合せ

区臨時特別給付金コールセンター ☎0120(005)885 午前8時30分～午後7時

開設期間 9月30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)まで

※筆談・代筆が必要な方やお電話が困難な方は、下記窓口でも問い合わせを受け付けています。

▶5月31日(火)まで…本庁舎地下1階、▶6月1日(水)～9月30日(金)…本庁舎4階(月～金曜日(祝日を除く))

本給付事業の担当 区臨時特別給付金対策室(〒160-8484歌舞伎町1-4-1) ☎(5273)4112

新型コロナ関連情報 4回目接種券を発送します

HPで詳しく



下表のとおり60歳以上の方に接種券を発送します。記載がない方については、新宿区ホームページや広報新宿後号等でお知らせします。

※4回目接種について、広報新宿臨時号(6月5日発行)でもお知らせします。

60歳以上の方のスケジュール

3回目接種完了時期	接種券発送時期	4回目接種開始時期	予約開始時期
12月1日～31日	発送済み	5月下旬以降(★)	接種券が届き次第
1月1日～31日		6月以降	
2月1日～10日	6月10日(金)	7月以降	
2月11日～20日	6月15日(水)		
2月21日～28日	6月21日(火)		
3月1日～10日	7月上旬	8月以降	
3月11日～20日	7月中旬		
3月21日～31日	7月下旬		

(★)…接種開始時期、予約開始時期など詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。

接種会場 ▶集団接種…元気館(戸山3-18-1)・区役所第1分庁舎(歌舞伎町1-4-1)、聖母病院(中落合2-5-1)ほか、▶個別接種…区内医療機関(予約は各医療機関に直接申し込み)、▶高齢者施設や障害者施設への巡回接種

※18～59歳で基礎疾患のある方や重症化リスクが高いと医師が認める方で、4回目接種をご希望の方は事前申請が必要です。

区集団接種の予約方法

インターネット(ワクチン接種予約サイト) 24時間対応

HP <https://vaccine-info-shinjuku.org/>

(パソコン・スマートフォン用)

※4回目接種の予約は5月27日(金)午後5時からです。



▲予約サイト

区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター 午前8時30分～午後7時

☎03(4333)8907 ☎0570(012)440 ナビダイヤル

★主な対応言語…English, 中文, 한국, ไทย, Tiếng Việt, Indonesia, Tagalog

FAX050(3852)1343(聴覚に障害のある方等向け)

いただきます 人生100年 歯と共に

6月4日～10日は
歯と口の健康週間

歯と口の健康を保ちましょう



問合せ 健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館分室4階) ☎(5273)3047・FAX(5273)3930

◆20歳以上の方は歯科健診のご利用を

期間 6月1日(水)～12月28日(水)

受診方法 区が発行する受診票・問診票を持参し、ご予約の上、協力歯科医療機関(受診票・問診票に同封のご案内を一覧を掲載)で受診してください。要介護等で、通院が難しい方は、訪問による受診もできます。

★20・30・40・50・60・70歳の方には歯科健康診査受診票等を、76・80歳の方には後期高齢者歯科健康診査受診票等を5月26日(水)に発送します。上記以外の年齢の方や受診票等がお手元のない方はお問い合わせください。受診票等をお送りします。

◆歯科健康診査

対象 20歳～75歳の区内在住の方(令和5年3月31日時点)

費用 400円(70歳以上の方・生活保護等を受けている世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯は自己負担額無料、住民税非課税世帯の方は費用免除の制度あり(事前申請が必要))

◆後期高齢者歯科健康診査(無料)

対象 76歳以上の区内在住の方(令和5年3月31日時点)

歯科医師会の講座(オンライン)

講座

●歯周病の成り立ちから治療
6月1日(水)～11日(土)に、右二次元コード
(HP https://www.youtube.com/channel/UCtxl3vHrsp_shQw0xGzgb8g) から視聴できます。

※動画の録画は、著作権の関係上ご遠慮ください。

配信期間 6月1日(水)～11日(土)

対象 YouTube動画を視聴出来る機器をお持ちの方

講師 滝口尚(昭和大学歯学部歯周病科准教授)

共催 新宿区四谷牛込歯科医師会、新宿区歯科医師会

問合せ ▶新宿区四谷牛込歯科医師会

☎(3356)6367・FAX(3356)6368

▶新宿区歯科医師会 ☎(3200)5064・FAX(3208)0829

